

お 忘 れ な く !

社会保障・税番号(マイナンバー)制度の導入について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号(マイナンバー)制度が導入されました。

平成28年分以降の所得税及び復興特別所得税の確定申告書には、

マイナンバー(12桁)の記載 + **本人確認書類の提示又は写しの添付**

が必要になります。

詳しくは、「**平成28年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用**」をご覧ください。

「財産債務調書」・「国外財産調書」の提出について

確定申告が必要な方で、平成28年分の退職所得を除く各種の所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、平成28年12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した「**財産債務調書**」を**平成29年3月15日(水)**までに所得税の納税地の所轄税務署に提出しなければなりません。

また、居住者(非永住者を除きます。)の方で、平成28年12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「**国外財産調書**」を**平成29年3月15日(水)**までに住所地等の所轄税務署に提出しなければなりません。

なお、「国外財産調書」を提出する方が、「財産債務調書」を提出する場合には、その「財産債務調書」には「国外財産調書」に記載した国外財産に関する事項(その国外財産の価額を除きます。)の記載は要しません。

詳しくは、国税庁ホームページの「財産債務調書制度に関するお知らせ」及び「国外財産調書制度に関するお知らせ」をご覧ください。

財産債務調書制度 [【www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hotei/zaisan_saimu/index.htm】](http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hotei/zaisan_saimu/index.htm)

国外財産調書制度 [【www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hotei/kougai_zaisan/index.htm】](http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hotei/kougai_zaisan/index.htm)



税務署 この社会あなたの税がいきている

- 国税庁ホームページ [【www.nta.go.jp】](http://www.nta.go.jp) では、確定申告に関する情報やタックスアンサー(よくある税の質問) [【www.nta.go.jp/taxanswer】](http://www.nta.go.jp/taxanswer) を提供しています。
- 申告や納税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 申告書、各種計算書、明細書及び説明書等は、国税庁ホームページからダウンロードできます。また、税務署にも用意してあります。